

平成13年11月20日制定

平成14年 4月26日変更 (い)

平成15年 3月 5日変更 (ろ)

平成19年 6月21日変更 (は)

建築基準法施行規則第1条の3第1項第一号ロ(2)の規定に基づく認定に係る 性能評価業務方法書(基礎ぐいの許容支持力の算出方法)(い)(は)

第1条 適用範囲

本業務方法書は、建築基準法施行規則（以下「施行規則」という。）第1条の3第1項第一号ロ（2）の規定に基づく認定に係る性能評価のうち、確認申請書に添える図書から除くものとして、施行規則第1条の3第1項の表三の各項の規定に基づき、表三の各項の（ろ）欄に掲げる基礎・地盤説明書のうち、基礎ぐいの許容支持力の算出方法に係る図書を指定するものに適用する。すなわち、基礎・地盤説明書のうち、平成13年国土交通省告示第1113号（以下「告示」という）第6第一号に規定される、基礎ぐいの許容支持力を定める際に求める長期並びに短期に生ずる力に対する地盤の許容支持力（以下「地盤の許容支持力」という）として同号の表中に掲げる式の、及びの数値を定める部分を指定するものに限る。(い)(は)

第2条 性能評価用提出図書

性能評価用提出図書は以下の通りとする。(1)以外の様式その他については別に定める申請要領によることとする。

- (1) 性能評価申請書（BF01-01）
- (2) 性能評価事項
 - 1) 地盤の許容支持力
 - 2) 適用する地盤の種類
 - 3) 最大施工深さ
 - 4) 適用する建築物の規模
 - 5) 基礎ぐいの構造方法 (い)
 - 6) 工事施工者及び管理者
- (3) 工法概要
- (4) 施工指針
- (5) 各種試験報告
 - 1) 載荷試験
 - 2) 施工試験
- (6) 、及びの数値の設定方法説明書
- (7) その他

第3条 評価方法

(1) 評価の実施

- 1) 評価員は、第2条に定める図書を用い(2)項に示す評価基準に従い評価を行う。
- 2) 評価員は、評価上必要があるときは、性能評価用提出図書について申請者に説明を求めるものとする。
- 3) 評価員は、評価上必要があるときは、地盤の許容支持力を適用する工法に関する載荷試験及び施工試験に立ち会うことができるものとする。

(2) 評価基準

評価基準は対象とする基礎ぐいの工法に応じて別紙1、別紙2及び別紙3の通りとする。(い)

第4条 性能評価書

性能評価書は、以下の項目について記述する。

- (1) 評価番号、評価完了年月日
- (2) 申請者名
- (3) 件名
- (4) 性能評価の区分(は)
- (5) 性能評価をした基礎ぐいの工法の内容(は)
- (6) 性能評価の内容(は)
- (7) 評価員名(は)
- (8) その他評価過程で評価書に記述が必要と考えられる事項